

岩手県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和元年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社プレ ーゴ	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割72番地	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割606番地	プレーゴヘルパーステ ーション	盛岡市本宮三丁目9番 2号	平成29年4 月1日

2 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社プレ ーゴ	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割72番地	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割606番地	老人デイサービスセン ター「百万石」本宮	盛岡市本宮三丁目29番 3号	平成29年4 月1日

3 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者			介護予防・日常生活支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社プレ ーゴ	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割72番地	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割606番地	プレーゴヘルパーステ ーション	盛岡市本宮三丁目9番 2号	平成29年4 月1日
株式会社プレ ーゴ	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割72番地	紫波郡矢巾町大字南矢 幅第6地割606番地	老人デイサービスセン ター「百万石」本宮	盛岡市本宮三丁目29番 3号	〃